

東京外かく環状道路（関越～東名）トンネル工事の緊急時における市の対応について

第1 緊急時における市の対応を整理する目的

東京外かく環状道路（関越～東名）トンネル工事（以下「外環工事」という。）の緊急時^{*}における対応は、事業者が令和3年3月に改訂した「東京外環（関越～東名）トンネル工事の緊急時の対応について」に基づき、原則として原因者である事業者の責任において行われるべきものであるが、事象の規模等に応じて、市による対応も必要となる。

そのため、あらかじめ緊急時における市の対応を整理し、関係機関と共有することで、事業者による対応を補完し、もって市民の生命と財産を守ることを目的とする。

※緊急時とは、トンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する事象発生時、陥没や陥没につながる恐れがある空洞が発見された時をいう。（出典：「東京外環（関越～東名）トンネル工事の緊急時の対応について」）

第2 整理する事項

事業者や市民等からの緊急連絡や要請を受けた後、市が迅速に初動対応できるように以下の事項について整理し、取りまとめる。なお、応急・復旧対応は、事業者の責任において行われるものである。

- 1 市内部の初動態勢（各所分掌事務、連絡体制を含む。）
- 2 市民等への情報周知（周知手段、避難情報 等）
- 3 市民等の避難誘導（暫定集合場所、消防団との連携 等）

<主な役割分担>

※下線部は市のみが対応できる事項

u003Cp>

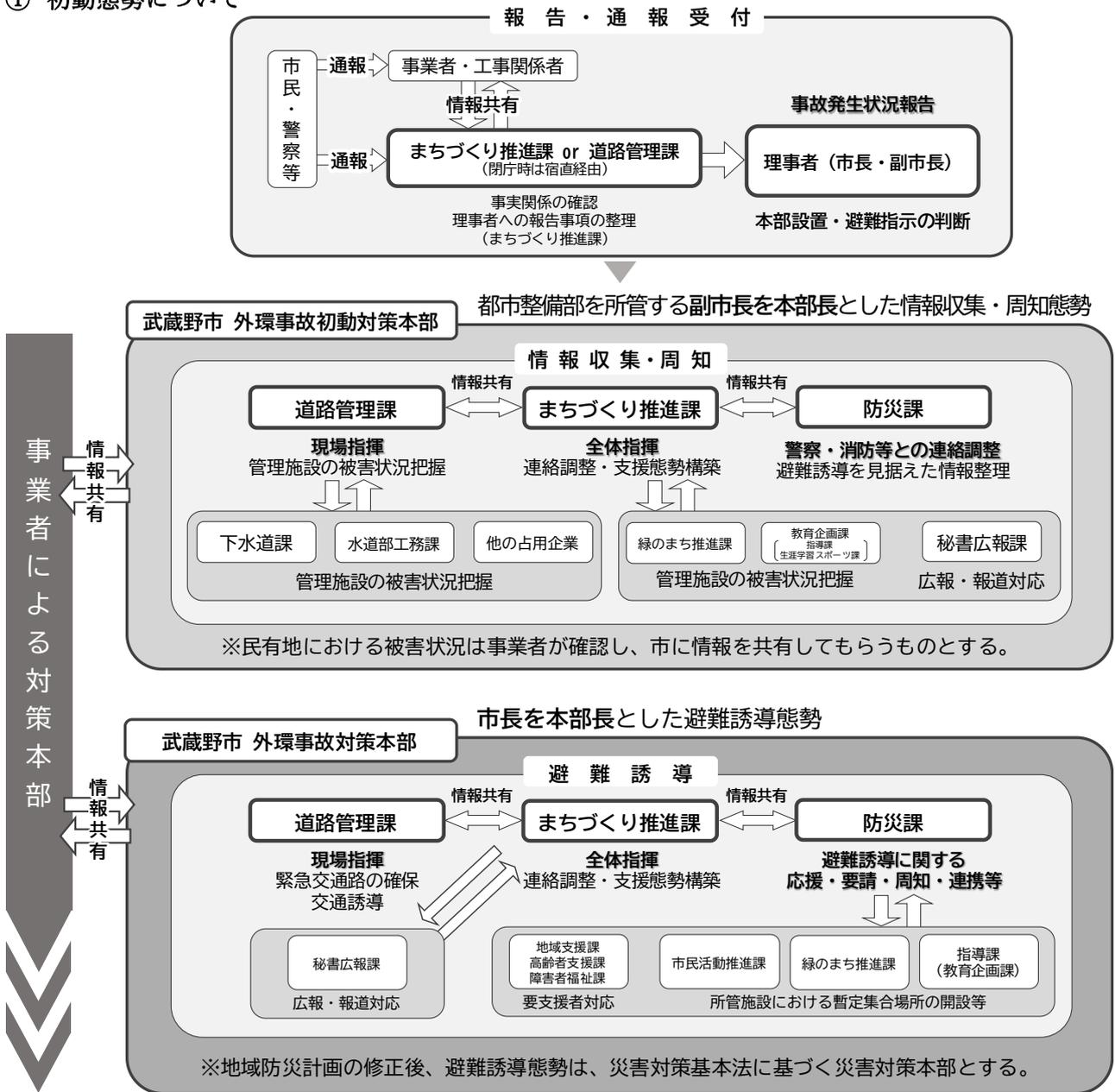
		事業者	武蔵野市
事前		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡体制の構築 ・24時間体制での巡回、情報受付 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が補完すべき事務の確認
緊急時の初動段階	情報収集・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策本部等の設置 ・関係機関への連絡（警察、消防、自治体、各道路占用企業等） ・緊急時に関する住民への情報周知（徒歩巡回員、警戒車両、HP・SNS等） ・暫定集合場所及び避難場所（ホテル等の宿泊施設）の検討 等 	<ul style="list-style-type: none"> ※事業者からの要請や事象の規模等に応じて対応 ・<u>情報収集・周知態勢の構築</u> ・<u>市管理施設（道路や上下水道等）の被害状況把握</u> ・緊急時に関する住民への情報周知（市公式HP・SNS、<u>防災安全メール</u>等） 等
	避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡（警察、消防、自治体、各道路占用企業等） ・人命救助 ・避難誘導に関する住民への周知（徒歩巡回員、警戒車両、戸別訪問等） ・暫定集合場所への誘導、運営・物資供給 ・避難場所（ホテル等の宿泊施設）への誘導 等 	<ul style="list-style-type: none"> ※事業者からの要請や事象の規模等に応じて対応 ・<u>避難誘導態勢の構築、避難指示</u> ・<u>避難誘導に関する住民への周知</u>（市職員、<u>防災無線</u>、<u>防災安全メール</u>等） ・<u>避難行動要支援者の把握、誘導補助</u> ・<u>消防団への協力要請</u> ・<u>暫定集合場所の開設</u>（<u>公園・緑地</u>、<u>コミセン</u>、<u>学校施設</u>） 等
応急/復旧		<ul style="list-style-type: none"> ・被害施設の復旧、補償 等 	

第3 その他

以上の内容については、外環工事の実施状況や関係機関等の意見を踏まえ、適宜、追加・見直しを行うこととする。

裏面あり

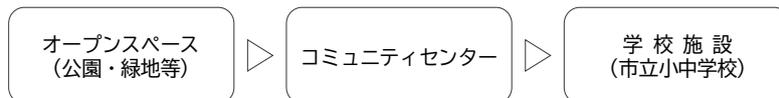
① 初動態勢について



② 暫定集合場所について

- ・暫定集合場所は基本として事業者が確保するものであるが、市に相談や開設要請等があった場合には、指定した市所有の公共施設を暫定集合場所とする。
- ・暫定集合場所は、以下の優先順位を基本としたうえで避難誘導の迅速性を考慮し、事象の発生場所や規模、集合場所の収容人数、事象発生時の気象状況、感染症対策の観点等を総合的に勘案して決定する。

暫定集合場所とする施設とその優先順位



- ・暫定集合場所での滞在は事象発生後概ね 24 時間以内を想定し、事業者が手配した安全な宿泊施設等へ早期に移転されるものとする。